

企画競争実施に関する公示

令和 8 年 6 月 19 日

下記のとおり企画提案書の提出を招請します。

独立行政法人 国際交流基金
契約担当職
理事 古屋 昌人

記

1. 業務概要

- (1) 業務名：令和 8～9 年度国際交流基金公式 SNS 用映像及びスチール写真撮影業務委託契約
- (2) 業務内容：企画競争説明書による
- (3) 契約期間：契約締結日から令和 9 年 7 月 31 日まで
- (4) 契約金額：上限金額（税込）：6,018,238 円
旅費を除く本件業務に係る一切の経費を含む。右金額の範囲を超える提案は無効とする。ただし、複数者を選定する場合は、上限金額の配分について、交渉時に、見積書を徴収の上、調整して決定するものとする。最終的な見積書をもって、契約の締結を行う。
- (5) 契約の相手方の決定方法：
応募者から提出される企画提案書について、あらかじめ定めた評価基準により書類及び面接審査を行い、得点上位者から順に交渉を行い、合意に達した者と契約を締結する。原則、合計点数が最も高い 1 者を選定する。ただし、提案内容や撮影時期等によっては、予算の範囲内において最大 2 者を選定する場合がある。複数者を選定する場合は、上限金額の配分について、交渉時に見積書を徴収の上、調整して決定するものとする。

2. 参加資格

(1) 国際交流基金会計細則第16条又は第18条の規定に該当しない者である

<会計細則 抜粋>

第16条 契約担当職は、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を会計規程第23条に定める一般競争及び会計規程第24条に定める指名競争（以下「競争」という。）に参加させることができない。

第18条 契約担当職は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

こと。

(2) 令和7・8・9年度の競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」のA、B、C又はD等級を有する者であること

全省庁統一資格及び申請手続き等については下記ウェブサイトを参照のこと。（独立行政法人国際交流基金（以下「JF」という。）では競争参加資格審査ならびに登録手続きを行っていないので注意すること）。

※調達ポータルサイト

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101#c4>

- (3) JFまたは外務省から指名停止にされている期間中の者でないこと。
- (4) JFとの契約に関して過去1年において債務不履行、納期遅滞等を起こしたことがなく、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (5) 公告の日から起算して過去5年以内に、SNS用動画・スチール撮影の実績が10件以上あること。
- (6) その他企画競争説明書、仕様書に定める全ての要件を満たすものであること。

3. 企画競争説明書・仕様書等の交付方法

(1) 交付方法：

交付希望者に対し、ファイル添付の上、電子メールにて交付を行う。申し込み期間中に下記7.の連絡先まで電子メールにて請求すること。

(2) 申し込み期間：

令和8年6月19日（金）～ 令和8年7月27日（月）（17時締切）

4. 説明会（参加任意）

次のとおり企画競争説明会を行うので、企画競争に参加を希望する者はなるべく参加すること。

- (1) 日時：令和8年6月29日（月）14時～15時（1時間程度） ※オンラインでの実施

- (2) 説明会に参加を希望する者は、令和8年6月26日（金）17時までに下記7. の連絡先に電子メールにて参加申込みを行うこと（会社名、担当者名、連絡先を明記すること）。1社からの参加人数は問わないが、画面表示及び質疑応答の際に会社名は伏せること。

5. 質問の受付

令和8年7月6日（月）正午までに、下記7. の連絡先に電子メールにてメール本文に質問事項を記載の上、照会すること。照会事項については、資料請求を行った者全員に対し随時、遅くとも令和8年7月13日（月）18時までに電子メールにて回答する。

6. 企画提案書の提出

- (1) 提出を求める書類：企画競争説明書を参照すること。
- (2) 提出期限：令和8年7月29日（水）（正午必着）
- (3) 提出方法：
送付でのみ受け付ける。下記7. の宛先に書留・宅配便等の追跡可能な手段により、提出期限までに到着するよう送付し、WEB追跡システム等で到着を確認すること（到着の連絡は行わない）。
- (4) 提出先：下記7. のとおり。
- (5) 評価基準・審査方法等：企画競争説明書を参照すること。
- (6) 企画提案書に関するヒアリング（面接）：令和8年8月4日（火）または5日（水）に実施する（4日（火）を優先する）。詳細は企画提案書の提出者に個別に連絡する。
- (7) 審査結果通知
令和8年8月31日（月）（予定）までに書面にて通知する。

7. 担当部署及び連絡先

〒160-0004 東京都新宿区四谷一丁目6番4号

独立行政法人国際交流基金 ブランド推進部広報課

担当：篠原、井上、古林、福島

電子メールアドレス： IC-chotatsu@jpf.go.jp

※電話での問い合わせは受け付けない。

※連絡する際は、メールタイトルを【会社名】令和8～9年度国際交流基金公式SNS用映像及びスチール写真撮影業務委託契約とし、会社名、担当者名、電話番号、電子メールアドレス等の連絡先を必ず明記すること。

8. その他

- (1) 書類等の作成及び手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本

国通貨に限る。

- (2) 上記6.(2)に記載の提出期限までに適正な全ての書類の提出が無かった団体は、本件委嘱先に選定される資格を失うものとする。
- (3) 提案書類等の作成及び提出に要する費用は提出者側の負担とする。また、提出のあった提案書類等は採否にかかわらず返却しない。
- (4) 契約保証金：免除
- (5) 契約書作成の要否：要
- (6) 提案の無効：本公告に示した競争参加資格のない者による提案書及び参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した提案書は無効とする。
- (7) JFの主要な業務及び事業の改廃などやむを得ない事情が生じた場合は、当該事情に応じて、本契約の全部又は一部の解除等も含め、本契約の変更等を行うことがある。
- (8) その他詳細は企画競争説明書による。

以上

＜独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について＞

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取り組みを進めるとされています。

これに基づき、以下のとおり当基金との関係に係る情報を当基金のホームページで公表することとしますので、所要の情報の提供及び情報の公表に同意の上で、応札もしくは応募又は契約の締結を行っていただくよう、ご理解とご協力をお願い致します。

なお、公告案件への応札もしくは応募又は契約の締結をもって所要の情報の提供及び情報の公表に同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

1. 公表の対象となる契約先

次の何れにも該当する契約先

- (1) 当基金において役員を経験した者が再就職している法人、又は当基金において課長相当職以上の職位を経験した者が役員等として再就職している法人
- (2) 当基金との年間取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めている法人。

2. 公表する情報

- (1) 法人の名称
- (2) 法人の事業概要
- (3) 当該在職者の法人における役職
- (4) 当該在職者の当基金における最終役職
- (5) 直近の会計年度における取引高
- (6) 法人の総売上高又は事業収入において当基金との取引高の占める割合が「3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満、3 分の 2 以上」の何れに該当するか

3. 提供していただく情報

- (1) 契約締結日に在職している当基金在職経験者に係る情報（人数、現在の職名及び当基金における最終職名）
- (2) 契約締結日の直近の財務諸表（総売上高又は事業収入の記載があるもの）

4. 公表日

契約締結日の翌日から起算して 72 日以内（4 月 1 日から 4 月 30 日までの間に締結した契約については 93 日以内）

以 上